

社会福祉施設における学生の人権意識の変容

外崎 紅馬

日本大学大学院総合社会情報研究科

Changes in Students' Sense of Human Rights in Social Welfare Facilities

TONOSAKI Kouma

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

In this essay I have examined what kind of impacts full-time workers in social welfare facilities give to students of social work schools when these students tentatively practice welfare services in facilities as part of their educational course, and what changes these young people go through in their sense of human rights as they actually see human rights of facilities' inmates neglected in everyday life by full-time workers. Through this examination a suggestion is made as to what should be actually taught in social welfare education and how the education itself should be directed.

はじめに

現代社会は、保健衛生の向上や医療技術の進歩、社会保障制度や各種サービスの充実と普及などによる生活環境の大幅な改善によって、乳幼児の死亡率のみならず、青年期・壮年期の各層の死亡率も低下させ、各世代の平均余命の伸びにより日本は世界で最も平均寿命の長い国、いわゆる最長寿国となった。

しかし、平均寿命が 80 歳を越え、世界一の長寿国になりながらも、寝たきり高齢者や痴呆症の高齢者の増加など、以前から指摘されている老老介護の問題をはじめとした介護等に対する課題が存在し、楽観的ではいられない状況といえる。加えて、核家族化の進行による家族形態の変化と、少子化による家族の構成員の減少は、家庭内の介護力を低下させるなど、家族で介護を行えない家庭が徐々に増えている。

また、人は高齢になっても、疾病や事故等により障害をもつに至ったとしても、住み慣れた地域で自立した生活を送りたいと願うものである。仮に家庭内で十分な対応ができない場合、地域に求められるものは、社会資源を有効に活用し生活全般にわたる援助体制と個人、家庭、地域それぞれのニーズの充足に役立ちあう共生的関係である。住み慣れた地域で自立して生きがいをもって生活しようとする高齢者や障害者の社会的関わりを損なうことなく、いかに援助し支援していくかという「権利擁護」に対する関心は年々高まりをみせている。

研究の目的

現代社会における急激な科学技術の高度化や情報化、少子高齢化の進行は、個性の喪失、人間疎外、世代間の断絶、地域連帯意識の減退など、人々の生

活全体に広く深く関わるようになってきており、それにもなう複雑多様化した生活問題は福祉ニーズを増大させ、深刻化させている。とりわけ、高齢者や障害者など要援護性の高い人たちの生活問題は、社会関係上の障害等固有の背景を踏まえて、その尊厳や権利の擁護と、自立的な生活の充実のための援助や支援に対する社会的な要求が、その重要性とともにますます高まってきている。

このような状況のもと、社会福祉従事者は、福祉ニーズのある福祉サービス利用者（以下「利用者」）との対等で平等な人間関係や利用者の尊厳、自己実現の尊重などを重視した明確な倫理に基づいた実践行為が求められている。とりわけ、社会福祉施設（以下「福祉施設」）等で利用者に直接的な援助を行う施設職員の言動や態度、行動は、具体的な行動様式として利用者やその家族に観察され、特に社会福祉士や介護福祉士等を養成する養成校の実習生などには模倣されることも珍しくないため、福祉現場における援助の実践過程において、高齢者や障害者等に対する施設職員の権利擁護意識が偏った理解や個人的な感情にとらわれていないか十分な配慮が必要となる。

そこで、施設職員の権利擁護意識が利用者やその家族、養成校の学生に与える影響を重視し、本研究では社会福祉系の養成校における学生の人権意識について、施設援助をめくり学生が違和感を覚え、なおかつ人権侵害として示したものを整理し、実際に福祉施設で実習を実施するにあたり、実習前後の人権意識の変容を分析することによって、今後の福祉教育の内容と方向性を考察するための資料を得ることを目的とする。

研究の方法

1．調査対象

調査は、仙台市の社会福祉系専門学校 A 校に在学する学生を対象とし、社会福祉援助技術現場実習を履修する 90 人に対し実施した。

2．調査内容

調査対象学生に、高齢者や障害者の福祉施設で行われている援助について、人権侵害と思う事柄に対し自由記述式で予備調査を行った。自由記述式で回答を求めた結果、得られた記述内容は多岐にわたるものとなったが、その内容を検討し整理すると、「食事の場面」、「入浴の場面」、「排泄の場面」、「余暇の場面」の 4 つのカテゴリーに分類することができ、それらのカテゴリーに対する 63 の下位項目に整理した質問紙を作成した。

3．調査の方法

調査は質問紙法による集合調査とし、社会福祉援助技術現場実習を実施する前と、実施後の 2 時点で行った。質問紙の回収数は、実習前が 90 票、そのうち無効回答は 2 票で、有効回答率は 97.8%、実習後は、回収数 87 票、そのうち無効回答 4 票で、有効回答率は 95.4%であった。

調査は、2003 年 6 月～9 月の期間で実施した。

結果

1．単純集計結果

提示した 63 項目が人権侵害にあたると思うかという質問に対して、「かなりそう思う」（5 点）「ややそう思う」（4 点）「どちらとも言えない」（3 点）「あまりそう思わない」（2 点）「全くそう思わない」（1 点）の 5 件法で回答してもらい、獲得した得点に基づく数値化を図るとともに、それらを集計し、平均値を算出した。63 項目の内容および各項目の平均値は表 1 に示したとおりである。

表 1 2 時点の項目平均値

カテゴリー	No	項 目	実習前	実習後	有意差
食事介助	1	食事のペースをせかす	3.83	3.92	
	2	食べたいものからではなく、介助者の勝手な順序で食べさせている	3.84	3.77	
	3	利用者のペースではなく、介助者のペースで食べさせている	4.27	3.96*	
	4	ご飯やおかずを混ぜて食べさせている	3.41	3.58	
	5	食べ終わった人から食堂を出て行く	2.09	2.58*	
	6	ご飯に薬を混ぜて食べさせる	3.56	3.52	
	7	声がけもしないで、黙って食べさせる	3.95	3.8	
	8	時間内に決められたものを食べさせることだけを考えた介助	4.08	4.08	
	9	食事が終わっていない人の前で、他の人の食器を片付けはじめる	3.08	3.22	
	10	食べないと怒る	4.55	4.16**	
	11	口のまわりについたものを食事中そのままにしておく	4	3.76	
	12	口の中にまだ食べ物が残っているのに、次をすぐ食べさせる	4.44	4.12*	
	13	むせているのに食べ物をつめこむ	4.89	4.23**	
	14	食べたくないのに食べさせられる	4.14	3.88	
	15	食べたいものが食べられない	3.67	3.72	
	16	好きな時間に食べられない	3.38	3.46	
	17	食事の終わる時間が決められている	3.51	3.49	
	18	食事の時間が決められている	3.09	3.22	
入浴介助	19	お風呂が汚い（ゴミ・髪の毛が浮いている）	4.41	4.1	
	20	体をしっかり洗わないで簡単にすませる	4.49	4.11*	
	21	異性の介助者が入浴介助をする	3.6	3.33	
	22	見学に行ったとき、入浴している様子を見せた	3.91	3.45*	
	23	入浴するまで裸でしばらく待たせる	4.45	4.23	
	24	髪をちゃんと乾かさない	3.88	3.76	
	25	体が温まっていないのに、お風呂からあがるように指示する	4.23	3.73**	
	26	体をちゃんとふいていないのに服を着せる	4.24	3.9*	
	27	男の人と女の人が同時に入浴する	4.82	4.23**	
	28	流れ作業のように入浴介助を行っている	3.78	3.69	
	29	みんなまとめて入れてしまう	4.23	3.66**	
	30	毎日入浴できない	3.73	3.54	
	31	ゆっくりはいれない	3.91	3.7	
	32	入浴する日が決められている	3.48	3.37	
	33	決められた時間にはいなければならない	3.59	3.59	
	34	好きなときにはいれない	3.52	3.57	
排泄介助	35	くさい、きたないと言う	4.84	4.45**	
	36	プライバシー保護のためのカーテンを使用しない	4.92	4.43**	
	37	嫌な表情をしながら介助をする	4.69	4.17**	
	38	おむつ交換の時間までそのままにしている	4.55	4.13**	
	39	声がけなしで、衣服を脱がせる	4.5	4.18*	

	40	交換したおむつをいやそうに持っていく	4.69	4.06**
	41	排泄中も職員がトイレの中にいる	3.9	3.58*
	42	おむつ交換をすぐしてあげない	4.38	3.98**
	43	異性の介助者が介助している	3.51	3.31
	44	無理矢理、排泄させている	4.16	3.81*
	45	トイレで排泄中に、ノックをしないで様子を見にはいる	4.7	4.14**
	46	手ぶくろをつけて行う	2.97	2.93
	47	おむつを強制される	4.19	3.95
	48	自分が介助してもらいたいときに、やってもらえない	4.02	4.07
	49	行きたくもないのにトイレに連れていかれる	3.92	3.72
余暇	50	強引に楽しませようとする	3.82	3.77
	51	職員が話し相手になっていない	3.88	3.67
	52	その人にあった余暇活動を提供していない	3.82	3.86
	53	利用者が痴呆の場合など、話しかけられても無視する	4.56	4.22*
	54	周囲にあわせ、興味のないものにも参加しなければならない	3.59	3.67
	55	自分の好きなことができない	3.98	3.95
	56	生活リズムを施設の1日の流れにあわせなければならない	3.52	3.47
	57	部屋に何も言わずにはいってこられる	4.53	4.16*
	58	消灯時間になると電気を消される	3.45	3.45
	59	自由に外出できない	3.56	3.48
	60	決められたレクリエーションをしなければならない	3.64	3.67
	61	嗜好品（お酒、たばこ等）が許されていない	3.2	3.2
	62	ひとりになれない	3.89	3.54*
	63	話をちゃんと聞いてもらえない	4.33	4.25

*p < 0.05, **p < 0.01

人権侵害と思う項目に関し、実習前の時点で最も高い値を示したのは、「（排泄介助の際）プライバシー保護のためのカーテンを使用しない」（4.92）であった。以下高い順に、「（食事介助の際）むせているのに食べ物をつめこむ」（4.89）、「（排泄介助の際）くさい、きたないと言う」（4.84）等である。逆に、最も低い数値を示したのは、「（食事介助の際）食べ終わった人から食堂を出て行く」（2.09）であった。以下低い順に、「（排泄介助の際）手ぶくろをつけて行う」（2.97）、「（食事介助の際）食事が終わっていない人の前で、他の人の食器を片付けはじめる」（3.08）等である。

一方、実習後の時点で最も高い値を示したのは、「（排泄介助の際）くさい、きたないと言う」（4.45）

であった。以下高い順に、「（排泄介助の際）プライバシー保護のためのカーテンを使用しない」（4.43）、「（余暇の際）話をちゃんと聞いてもらえない」（4.25）等である。逆に、最も低い数値を示したのは、「（食事介助の際）食べ終わった人から食堂を出て行く」（2.58）であった。以下低い順に、「（排泄介助の際）手ぶくろをつけて行う」（2.93）、「嗜好品（お酒、たばこ等）が許されていない」（3.20）等である。

2. 2時点間における検定結果

実習前後における2時点間の項目別平均値の統計的有意差を、t検定により検討した。表1にはt検定の結果もあわせて示した。検定の結果、2時点間に有意な差が認められた項目は、全部で27項目で

あった。

2時点での平均値の差が、絶対値で最も大きかったのは、「(食事介助の際)むせているのに食べ物をつめこむ」である。しかし、この変容の差は負の方向のものであり、実習前に比べ、実習後の方が、そのような援助に対し反人権意識が低下したというものである。有意差が認められた項目は、「食べ終わった人から食堂を出て行く」という項目以外、すべて負の方向での変容である。

(1) 食事介助の場面

食事介助の場面で有意差が認められた項目は、「利用者のペースではなく、介助者のペースで食べさせている」、「食べ終わった人から食堂を出て行く」、「食べないと怒る」、「口の中にまだ食べ物が残っているのに、次をすぐ食べさせる」、「むせているのに食べ物をつめこむ」の5項目あり、それらの項目の内容から、傾向として利用者のペースではない援助に抵抗感が低下する変容が伺える。福祉施設では1日の業務の流れがあり、決められた時間内にそれぞれの介助等の業務を行わなければならない。利用者のペースにあわせて介助することは基本であるが、そうすることによって時間がかかってしまい、学生は次に行う業務への支障を考え、決まった時間内に決まった介助を終えなければ施設や他の職員に迷惑がかかるという業務的な思いをもち、利用者のペースではなく、介助者側のペースで行うようになると考えられる。

(2) 入浴介助の場面

入浴介助の場面で有意差が認められた項目は、「体をしっかり洗わないで簡単にすませる」、「見学に行ったとき、入浴している様子を見せた」、「体が温まっていないのに、お風呂からあがるように指示する」、「体をちゃんとふいていないのに服を着せる」、「男の人と女の人が同時に入浴する」、「みんなまとめて入れてしまう」の6項目あり、傾向として流れ作業的な援助を容認する変容が伺える。入浴は、利用者にとって日常生活の楽しみの一つであると思われるが、介助者側にとって入浴介助は食事介助と同様に、決められた時間のなかで、決められた人数

の利用者の介助を行わないといけな業務である。なおかつ、限られた施設職員の人数で、多数の利用者の介助を行わなければならないという福祉施設としての事情もあり、一人一人の利用者に時間を費やしていると夜までかかってしまうため、効率的に行わなければならない意識が流れ作業を現状では仕方のないことと理解していくことがその一因として考えられる。

(3) 排泄介助の場面

排泄介助の場面で有意差が認められた項目は、「くさい、きたないと言う」、「プライバシー保護のためのカーテンを使用しない」、「嫌な表情をしながら介助をする」、「おむつ交換の時間までそのままにしている」、「声がけなしで、衣服を脱がせる」、「交換したおむつをいやそうに持っていく」、「排泄中も職員がトイレの中にいる」、「おむつ交換をすぐしてあげない」、「無理矢理、排泄させている」、「トイレで排泄中に、ノックをしないで様子を見にはいる」の10項目あり、傾向として利用者の気持ちに対して配慮が欠けていく変容が伺える。排泄は人間の尊厳に関わることであり、いかにプライバシーを保護した介助を行うかが重要なポイントとなるが、排泄介助そのものはきれいな仕事ではなく、しかも毎日何回も行うため次第に「業務化」してしまい、慣れによる配慮の低下を生み出すと考えられる。

(4) 余暇の場面

余暇の場面で有意差が認められた項目は、「利用者が痴呆の場合など、話しかけられても無視する」、「部屋に何も言わずはいってこられる」、「ひとりになれない」の3項目あり、傾向として利用者の都合を軽視する変容が伺える。そもそも、福祉施設という環境は、本来、利用者の「生活の場」という理解のもとで様々な福祉サービスが提供されるのが前提であるが、施設職員にとっては「職場」という意識のほうが強いことは否定できない。そのため、施設職員にとって働きやすい環境の整備になり、利用者の居室にしても、「利用者の部屋」という意識よりはむしろ「施設の空間」という意識となる。そのような意識から、居室のドアをノックする習慣もなく、

また、ノックもしないで何も言わず入室するという行動となり、学生はそのような職員の行動を観察し少なからず影響を受けるものと考えられる。

考察

学生は実習を通して「利用者のペースではない援助への抵抗感の低下」、「流れ作業的な援助の容認」、「利用者の気持ちに対する配慮の低下」、「利用者の都合の軽視」という変容をきたす結果となった。また、福祉施設の「業務量の多さ」、「業務時間の不足」、「人手の不足」、「施設職員の行動」等がそれらの変容をもたらす要因として考えられる。

一般に福祉施設で実施される実習の学習指導過程は、施設職員が福祉施設の業務について説明を行い見学させることにはじまり、次に職員の見守りのなか補助的な実践を体験させ随時助言指導を行うという段階を踏む。そのため学生は自ずと学習指導過程の段階に沿って、職員を見て学ぶ観察学習と職員指導のもとでの体験学習という学習形態になり、その学習指導過程の各段階において職員に対し質問等を行い理解を深める努力を行うこととなる。伊藤¹⁾は福祉教育が実践される状況を6種に区別し、そのひとつに社会福祉機関で行われる「施設福祉教育」を示している。そして、福祉施設で職務にあたる職員は、正確でわかりやすい知識を提供する責務を負うと指摘した。しかし、職員は学習援助を本来の業務としていないため、施設業務が忙しく学生の質問等に十分対応できないことも考えられ、そのような場合、福祉施設は学生にとって学習しにくいという環境にもなりかねない。さらに、学習指導の丁寧な職員もいれば、そうでない職員も存在し、職員全員が一貫性のある指導を実施できるかどうかという疑問がないわけではなく、正確でわかりやすい知識をどこまで職員が提供できるか、その学習援助能力も問題となる。また、観察学習を通し学生が職員の意識や態度、行動から受ける影響は大きいものと思われ、今回の研究結果からも、学生は実習を通じ、利用者の気持ちや都合よりも援助する側のペースや効率を重視する変容が見られた。

これは、職員の日々の業務に「教育」という側面

が十分意識されていないこともその一因と考えられるため、学習施設としての業務内容の見直しと、学習目的の明確化及び職員相互の共通認識が必要となる。

また、福祉施設における援助は、人間の尊厳に根ざした生活の実現をめざし、個人や集団に対し具体的な実践を通し行われるため、自ずと利用者の人権に触れることが多い。言いかえると、利用者の生活は、それを支える職員の人権意識に左右され、場合によっては虐待という社会問題に発展する可能性もある。そのため社会福祉教育はその専門分野の理論的な学習のみならず、現実の生活を踏まえた人権への理解が必要となる。

福祉教育の重要性について阪野²⁾は地域を基盤とした生涯学習の一環としての福祉教育の展開が求められるとし、学習の方法として知的理解による方法と体験的理解による方法の2つを挙げている。しかし、その内容は社会福祉改革や教育改革のもとで、かつてないほど「福祉教育」や「ボランティア学習」の実践と研究が強く求められているにもかかわらず、必ずしも質的に豊かであるとはいえず、その科学的・体系的な研究はいわれるほどには進んでいないと論じている。また、大橋³⁾はこれまでの福祉教育はどちらかといえば研究の対象というよりも、いかに実践を推進するかということに意を尽くしてきたと述べ、福祉教育で何を明らかにし、何を伝えていくのかというような理論的な整理をするべきではないかと指摘している。

現在、社会福祉の実践部分に関わる学習の場として、福祉施設がその一端を担っており、社会福祉士や介護福祉士などを養成する養成校の学生への実習教育をはじめとして、民間のホームヘルパー講座の受講生に対する実習教育、生涯学習として各自治体が主催する福祉学習講座の現場体験学習など、その教育の機会は多岐にわたる。福祉施設と福祉教育に関する研究は、「実習教育に関する研究」^{4)~15)}と「援助内容に関する研究」^{16)~22)}に大別されるが、森²³⁾は社会福祉の専門性という観点から、現場と教育の間の議論の不足を指摘している。また、熊坂²⁴⁾は福祉施設における実習指導について、指導の多くは指導者の個人技によって行われていると論じ、指

導に関わる具体的内容が不十分であるとしている。同様に牧田²⁵⁾も福祉人材の育成に関し、福祉施設の指導者の質と量の不足を挙げ、さらに指導カリキュラムの未構築を指摘している。

宮川²⁶⁾は福祉社会、地域福祉の時代にあって地域教育の重要性に触れ、福祉社会の成員の基礎教養の一部となる専門的知識・技術の水準が高くなるほど、共生的福祉社会としての社会の質も向上すると述べている。そして、学習の目的、内容、方法における多種多様さに関わらず、それらは本質的なある要素を共有していると指摘するが、その要素は明らかではなく、実習教育や施設援助に関する研究の蓄積はあるものの、福祉教育への体系的な分析がいまだ十分ではない。本来、「教育」という事業を主目的としていない福祉施設に対して、関係機関によりそれぞれの教育に関わる理念や目標は示されるが、具体的な「教育内容」は実際のところ福祉施設に委ねているというのが実情である。

また、1999（平成 11）年 3 月、厚生労働省に設置された「福祉専門職の教育課程に関する検討会」が出した報告書において、「福祉サービスの質の向上を図っていくためには、その担い手となる人材の質の確保・向上が不可欠」とし、「人権の尊重、権利擁護、自立支援等の視点」に立って教育課程の見直しを行うことを求め、その項目を掲げているが、具体的な教育内容を示すには至っていない。

今回の研究結果から、学生は福祉施設において実習を体験することにより、福祉施設側のペースに巻き込まれ、利用者の人権に対し適切な配慮が行き届かなくなる傾向が示唆された。

社会福祉が人々の生活を支えるために必要な機能を担ってきている社会状況のもと、福祉施設で行われている福祉教育について、人権意識・権利擁護意識を醸成するために必要な具体的教育内容が何であるのかを明らかにする意義は重要であり、利用者の人権を尊重し、主体的な生活を支援する人材の養成という視点から、福祉施設における教育体系の構築が求められる。

おわりに

福祉施設に入所をし、そこで福祉サービスを利用している利用者にとって、福祉施設は生活の中心となる拠点であり、その生活については衣食住の確保による最低限度の生活保障にとどまらず、QOL をより高めていくことができるよう援助されなければならない。この最低限度の生活保障とは、憲法第 25 条に規定されている「生存権」に根拠を求めることができるが、「健康で文化的な最低限度の生活」の具体的内容は、その時代の文化の発達や国民生活の水準、社会的意識等の相関関係において判断される極めて抽象的、相対的な概念である。そこで、今後の課題として、福祉施設における「健康で文化的な最低限度の生活」とはどのようなものであり、利用者の生存権は福祉施設において保障されているかどうかを検討することが第 1 の課題である。

次に、福祉施設は、利用者の生活と密接に関わっており、利用者が福祉施設で生活をするということについて、集団生活を余儀なくされるという福祉施設特有の課題に直面する可能性を洞察し、福祉施設全体の関係の中で、利用者の置かれている状況を理解し、適切な援助を検討、実施していくことが期待される。その期待に向けて、人間の尊厳や人権の尊重に代表されるような、根源的な要素を基礎としつつ、利用者の意思や意向が考慮され、提供される援助に十分反映されなければならない。福祉施設では、生活そのものが集団生活の形態をとっているため、様々な集団援助が行われている。そのため、利用者の福祉施設内での生活の質を確保するためには、「集団の中の個」という対象認識の下に、最大限に利用者の権利保障を目指す必要があるが、第 2 の課題は、どのような援助なら利用者の権利を保障しているといえるのかを検討することである。

また、機能的にも質的にもハード面が固定化されている福祉施設において、利用者一人ひとりのもつ個別のニーズに対応していくためには、人的な関わりを通して利用者の権利保障を図ることに重点が置かれることとなる。そのため、利用者の生活全体に深い関わりをもつ施設職員の業務は、利用者の人権に触れないで行える業務のほうがむしろ少ないと言

え、自ずとその援助の実践には高い倫理性が要求される。そこで、第3の課題は、援助者としての施設職員に求められることは何であるかを検討することである。

さらに、福祉施設には、さまざまな価値観や生活意識をもった利用者がおり、そこで行われる援助は利用者の生活に大きな関わりをもつこととなる。それだけに、利用者の生活は施設職員の価値意識や倫理観に左右されるともいえる。そのため、利用者の権利擁護を第一に考える援助を行うためには、利用者の生活ニーズを適切に判断し、専門知識と専門技術を踏まえたうえで、倫理性の高い実践が展開されなければならない。そこで、第1、第2、第3の課題を踏まえ、第4の課題は、利用者の権利を擁護し、生活上の福祉ニーズの充足を図るための援助は、明確な倫理的行為であるという観点から、社会福祉の倫理と質を確保するために必要な福祉教育の適切な内容について検討することである。

[注]

- 1) 伊藤隆二「福祉教育・ボランティア学習の理念と実際」：日本福祉教育・ボランティア学習研究年報、vol. 1、pp.14 - 24、1996
- 2) 阪野貢「福祉教育とボランティア学習」：日本福祉教育・ボランティア学習研究年報、vol. 3、pp.114 - 131、1998
- 3) 大橋謙策「福祉教育・ボランティア学習の理論化と体系化の課題」：日本福祉教育・ボランティア学習研究年報、vol. 2、pp.10 - 40、1997
- 4) 坪内千秋「実習後グループによる学生の省察を促す指導プロセスの展開」社会福祉学、№67、pp.102 - 112、2003
- 5) 堤雅恵「ケース担当実習における介護過程の展開の分析と実習指導上の課題」介護福祉学、Vol. 7、pp.36 - 43、2000
- 6) 佐分行子、石原多佳子、宮田延子「施設における介護福祉実習の教育的課題についての一考察」介護福祉学、Vol. 7、pp.109 - 116、2000
- 7) 宮堀真澄、鈴木圭子「介護福祉実習における学生の不安の実態」介護福祉学、Vol. 7、pp.117 - 124、

2000

- 8) 村上信、三富道子、伊藤桜「利用者理解を促進するための実習指導プログラム」介護福祉学、Vol. 7、pp.125 - 134、2000
- 9) 北村文恵、井上和臣「介護福祉士養成教育におけるコミュニケーション技能訓練」介護福祉学、Vol. 8、pp.116 - 123、2001
- 10) 井口ひとみ、布施千草「介護過程演習の一考察」介護福祉教育、№13、pp.21 - 26、2002
- 11) 石野育子「介護過程の教育方法に関する研究」介護福祉教育、№13、pp.27 - 32、2002
- 12) 土室修「社会福祉援助技術演習における「自己覚知」の取り組みに関する一考察」介護福祉教育、№13、pp.45 - 50、2002
- 13) 粥川早苗、原千穂「介護に関する学生の意識の変化」介護福祉教育、№17、pp.77 - 82、2004
- 14) 鈴木聖子「介護福祉実習における学生の適応と促進要因の検討」介護福祉教育、№17、pp.83 - 88、2004
- 15) 遠藤克子「実習行動・学習対象・学習焦点の三次元モジュールによる実習行動分析を通して社会福祉援助技術を学生に理解させる試み」東北福祉大学社会福祉研究室報、第13号、pp.108 - 125、2003
- 16) 金子晃之「知的障害者施設における援助技術の原理的問題点と権利擁護の課題」社会福祉学、№62、pp.27 - 37、2000
- 17) 倉田康路「入所施設におけるサービス計画（全体計画）を実現するための条件と方策」社会福祉学、№64、pp.101 - 113、2001
- 18) 小松聖司「知的障害者グループホーム・生活ホームにおける支援に関する研究」社会福祉学、№65、pp.106 - 117、2002
- 19) 加茂陽「児童福祉施設における対応が困難な事例への処遇法の構築」社会福祉学、№66、pp.135 - 145、2002
- 20) 永田千鶴「高齢者介護サービスの「質」の保障」介護福祉学、Vol. 8、pp.26 - 35、2001
- 21) 笠原幸子「介護福祉士の実践におけるソーシャルワークの役割」介護福祉教育、№15、pp.19 - 26、2003
- 22) 伊藤秀樹「特別養護老人ホームにおける生活史

を用いた援助実践研究」介護福祉教育、№17、pp.61
- 68、2004

23) 森繁樹「施設からみた実習教育」介護福祉教育、
№14、pp.15 - 16、2002

24) 熊坂聡「実習教育における教育と養成の側面に
関する一考察」東北福祉大学社会福祉研究室報、第
11号、pp.19 - 24、2001

25) 牧田満知子「福祉人材育成に関する一考察」介
護福祉学、Vol. 9、pp. 9 - 15、2002

26) 宮川俊行：福祉教育・ボランティア学習の理念
の哲学、日本福祉教育・ボランティア学習研究年報、
vol. 4、26 - 57、1999

(Received: May 31, 2004)

(Issued in internet Edition: July 1, 2004)